

川越市告示第430号

川越市理容師法施行条例（平成24年条例第55号）第7条及び川越市美容師法施行条例（平成24年条例第56号）第7条の規定により令和8年度の出張理美容師衛生講習を次のとおり指定する。

令和8年6月8日

川越市長 森田 初恵

1 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

2 講習の実施方法及び日程

(1) オンデマンド配信での実施

令和8年8月3日から同月31日までの間に講習動画を視聴する。

なお、講習動画の視聴方法については、別途対象者宛てに通知する。

(2) 会場配信での実施

①令和8年10月20日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県衛生会館

②令和8年10月23日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県衛生会館